

公益財団法人東京都都市づくり公社施工成績優良工事公表基準

(平成25年4月1日)

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人東京都都市づくり公社施工成績評定要綱に基づき評定を行なった工事（以下「工事」という。）のうち、成績が優良な工事を公表することにより、請負者の施行意欲を喚起し、公社発注工事の質的向上を図ることを目的とする。

(公表の対象)

第2条 公表する工事は、工事成績評定が優良な工事で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 特に困難な施工条件を克服して工事を完遂したもの
- (2) 施工に当たっての熱意等が特に優れ、他の模範となるもの
- (3) その他公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）事業の遂行に著しく貢献したもの

(公表の対象外)

第3条 公表する工事の請負者が、工事成績評定日から成績優良工事公表日までの間に、競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく処分を受けた場合は、成績優良工事としての公表対象から外すこととする。

2 公表した工事の請負者が、公表期間中に競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく処分を受けた場合は、成績優良工事としての公表を取消すこととする。

3 その他、公社が必要と認める場合は、成績優良工事としての公表対象からの除外及び公表を取消することができるものとする。

(公表の方法等)

第4条 公表は、公社の本社掲示板に掲示及びホームページに掲載して行なうものとする。

2 公表は、当該年度分の対象工事を翌年度に行なうものとする。

3 公表した工事の請負者には、書状をもって賞するものとする。

(優遇措置)

第5条 公表した工事の請負者は、公社発注の工事を施工中であっても、公表日から1年間（以下「優遇期間」という。）において重複して指名を受けることができる。ただし、優遇期間中に競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づく処分があった場合は、

優遇措置を取消すこととする。

（内申）

第6条 各部長は、この基準により優良として公表する必要があると認める工事について、理由を付して総務部長に内申するものとする。

（公表する工事の決定）

第7条 公表する工事は、公社内に設置する工事請負契約事務協議会の議を経て、理事長の決裁をもって決定するものとする。

（細目）

第8条 総務部長は、この基準の実施に関し必要な事項について、細目を定めることができる。

附則

この基準は、公益財団法人東京都都市づくり公社の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。